

私法上の整理について

財務省・日本銀行・法務省

2025年2月3日

1. C B D Cの基本コンセプトと私法上の整理にかかる基本問題

私法上の整理を考える上で、前提となるC B D Cのコンセプトと基本的な問題について

基本コンセプト

I. 中銀の負債

- C B D Cは中央銀行の直接負債であり、発行体・仲介機関に対する信用リスクはない。
- ⇒ 仲介機関を介した送金指図の伝達フローは、C B D Cの帰属・移転にかかる私法上の性質には影響しない。

II. 法貨性

- C B D Cは現金と並ぶ、強制通用力と金銭債務の本旨弁済効を有する法定通貨である。

III. 垂直的共存（二層構造）／プライバシーへの配慮

- エンドユーザーは中央銀行と直接の契約関係に立たず、C B D C台帳は利用者情報・取引情報を保有しない。
- ⇒ C B D C台帳上の記録のみにより、C B D Cの帰属・移転を確定することは出来ない。
（エンドユーザーにおけるC B D Cの帰属・移転のステータスは、顧客管理を行う仲介機関によって把握される）。

IV. テクノロジーに対する中立性

- 特定の技術（台帳設計が口座型かトークン型といったシステム構成など）を前提としない。

私法上の整理にかかる基本問題

- 上記を踏まえ、以下の3点について、金銭をベースに考えたうえで、ケーススタディを行うこととする。

Q1. C B D Cとは何か（権利の内容）

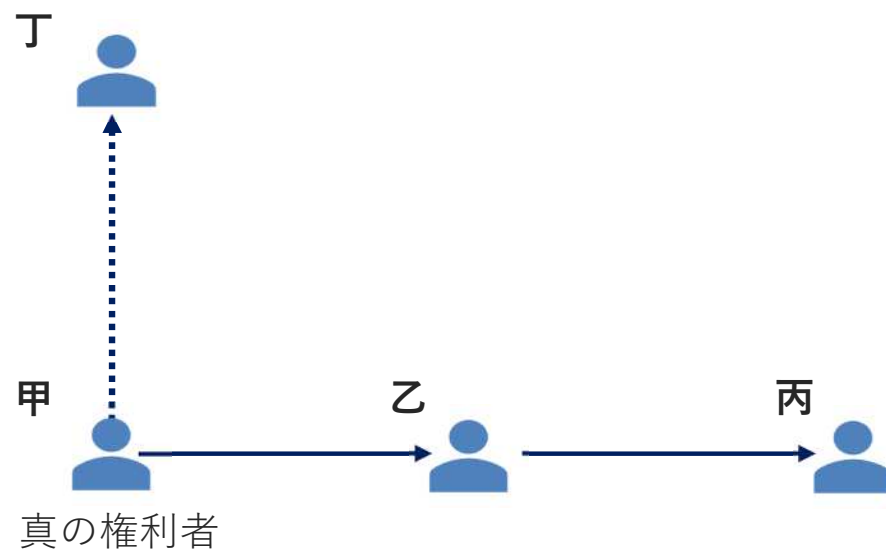
Q2. C B D Cを誰がいくら持っているのか（権利の帰属）

Q3. C B D Cの移転はどの時点で成立するか（権利の移転時期）

2. ケーススタディ①（送金の指示があった場合に関する取引安全の保護）

送金の指示があった場合におけるC B D Cに関する権利保護について、具体事例から考察を行う

- 金銭をベースにする考え方に基づけば、以下の事例のいずれにおいても、「乙」「丙」間のC B D Cの移転には何ら影響がないのが原則である。なお、「甲」が「乙」に対して不当利得返還請求を行うことは可能である。



事例1

乙が、甲になりすますなどして、甲の同意なく、甲保有のC B D C 10万円を乙に送金した。乙は、丙に対する債務の弁済として、乙保有のC B D C 10万円を丙に送金した。

事例2

甲は、乙との売買契約の売買代金10万円の支払として、甲保有のC B D C 10万円を乙に送金したが、その後、甲は、詐欺を理由に売買契約を取り消した。乙は、丙に対する債務の弁済として、乙保有のC B D C 10万円を丙に送金した。

事例3

甲は、丁との売買契約の売買代金10万円の支払として、甲保有のC B D C 10万円を丁に送金するつもりだったが、顧客管理を行う仲介機関に対し、乙への送金を指示したため、乙に対してC B D C 10万円が送金された。

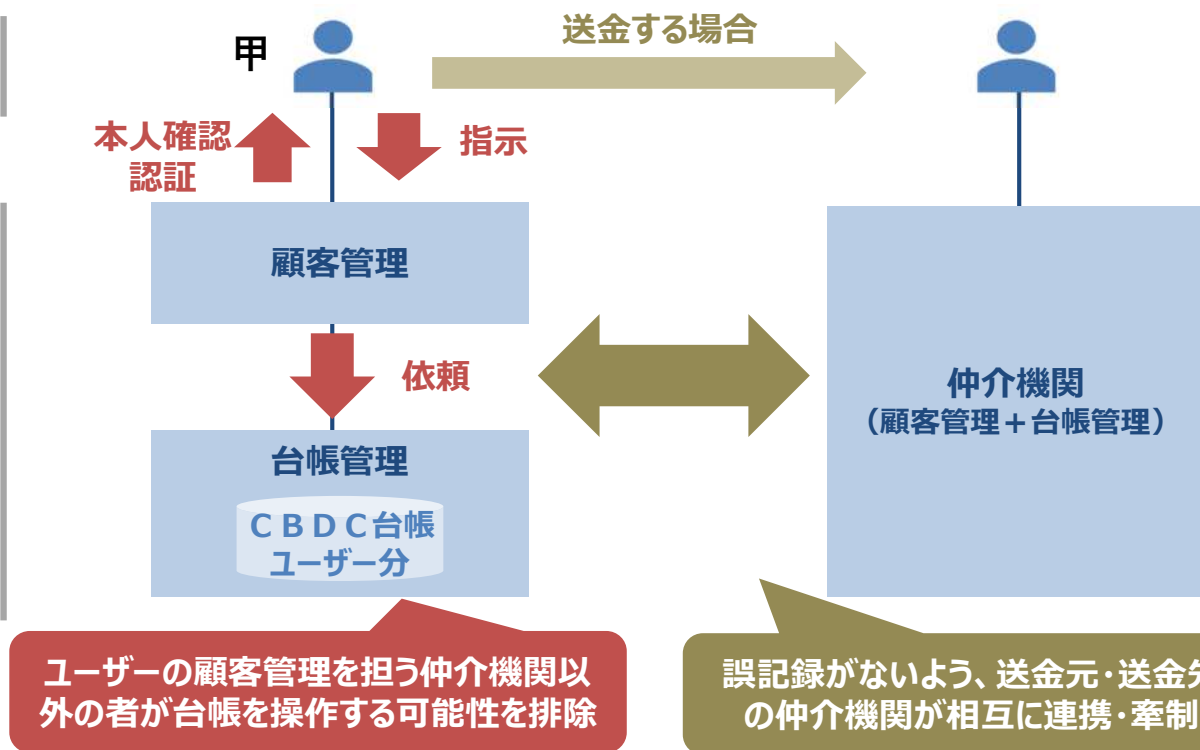
3. ケーススタディ②（送金の指示を伴わない権利関係）

送金の指示を伴わないC B D Cに関する権利保護について、具体事例から考察を行う

- 仲介機関の誤記録等を防止するため、実験用システムの構築においては、**ユーザーの顧客管理を担う仲介機関以外の者が台帳を操作する可能性を排除**しているほか、取引に当たって、**送金元・送金先の仲介機関間の相互の連携・牽制**を必須としているため、台帳管理システム上の残高について、**データの消失や記録の改変は原則発生しない**仕組みである。
- 下記事例のように、顧客管理システムと台帳管理システム上の残高に齟齬が生じることを仮定しても、正当な残高（基本的には台帳管理システム上の残高。下記事例においては1,000。）に復帰させることで問題ないと考えられる。

■ 仲介機関間の相互連携・牽制の仕組み

ユーザー
仲介機関



事例

甲が認識しているC B D Cの保有残高が、甲の顧客管理を行う仲介機関の過誤により、例えば「1,000」から「100」に減額された

- C B D Cを安心・確実に利用できるものとするためには、正当な残高に復帰させる仕組みを設けておくことが適当

4. ケーススタディ③（強制執行を行う場合）

仲介機関の強制執行への対応について具体的なフローを考察する

- C B D Cに関する**強制執行**につき、具体的にどのような権利を差押えの対象とするかについては、引き続き、検討を要するが、例えば、次のような手続の流れとすることが考えられる。
- ① **債権者は、債務者の顧客管理を担う仲介機関を特定した上で、執行裁判所に対し、債務者の仲介機関に対するC B D Cに関する権利の強制執行の申立てをし、当該執行裁判所は、当該仲介機関に対して差押命令を送達する。**
- ② 執行裁判所の差押命令の送達を受けた**仲介機関は、債務者がC B D Cを移転することができないようにする措置**をとる。
- ③ **差押債権者は、当該執行手続において、請求債権の弁済を受ける（債務者の仲介機関に対する権利を行使し、差押債権者に送金することが考えられるか）。**

■ C B D Cに関する強制執行等の事務フロー案

